

楽器庫ご利用案内

若松市民会館(以下「会館」といいます)の楽器庫をご利用になる方(以下「利用者」といいます)は、以下の内容をご確認のうえ利用をお願いいたします。

1. (利用期間および解約)原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、利用を希望される方は、毎年1月4日から1月末までに申請をお願いします。なお、複数の応募がある場合は、団体構成、練習室の利用頻度などをヒアリングのうえ、練習室の利用頻度の多い団体を優先いたします。また、利用解約される場合は2か月前までに会館にお申し出ください。
2. (楽器庫の利用)楽器庫は、楽器の保管および楽器保管に関連するものの保管以外はご利用できません。
3. (利用料)利用料は、下記のとおりです。
1ヶ月単位でのお支払いとなります。月の途中で解約しても、日割りで返金はできません。また、2か月以上まとめてお支払いも可能ですが、一旦入金いただいた料金は返金できません。ご了承ください。
 - ・ 楽器庫1(16.25 m²) 館内2階 1ヶ月/9,700円(年間116,400円)
 - ・ 楽器庫2(14.78 m²) 館内2階 1ヶ月/8,800円(年間105,600円)
 - ・ 楽器庫3(11.82 m²) 館内2階 1ヶ月/7,100円(年間85,200円)
 - ・ 楽器庫4(11.82 m²) 館内2階 1ヶ月/7,100円(年間85,200円)
4. (利用者の義務)利用者の故意または過失により、楽器庫の施設および付属品に損害を与えた場合、利用者の負担において、その損害を賠償していただきます。
5. (会館の免責)温度、湿度等の変化により、楽器および収納物が変化・変質・錆・カビ・腐敗・害虫等の被害が発生、及びその他不可抗力を原因とする損害、または、盗難・放火・事故などによる損害については、当ホールに重大な過失がない限り、その責任は負いかねます。
6. (利用期間の終了)利用解除又は解約によりご利用期間が終了した場合、利用者は楽器庫を原状回復したうえで、会館に明け渡してください。利用期間終了後に残置物がある場合、利用料のお支払いをお願いすることがあります。

以上

若松市民会館 楽器庫（ 1・2・3・4 ） 応募申込書

※応募する楽器庫に○をしてください。

令和 年 月 日

若松市民会館 館長 様

申 請 者	住 所	〒		
	団 体 名			
	代表者名 または個人名	フリガナ		
	生年月日・性別	年	月	日 男・女
	担 当 者			
	T E L			
	F A X			
利 用 期 間	令和	年	月	日～令和
		年	月	日

使 用 内 容	搬入する楽器を具体的にご記入ください	
	使用予定の練習施設	使用頻度
	<input type="checkbox"/> 大ホール <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 音楽練習室（ 1・2・3 ）	（ ）日／年間・（ ）日／週 （ ）曜日（ ）時～（ ）時まで

オーケストラ等団体の構成についてお知らせください。別紙添付でも構いません※別紙（有・無）